

令和2年度 第11回高田区地域協議会 次 第

(会 議) 日時：令和3年2月1日(月) 午後6時30分
会場：福祉交流プラザ 第1会議室

1 開会

2 議題等の確認

3 議題

- (1) 自主的審議事項「稲田橋付近の河川敷の土砂の撤去について」
- (2) 自主的審議事項「高田区における“内水ハザードマップ”作成及び住民への周知について」
- (3) 自主的審議事項「高田区地域協議会において地域活動支援事業の審査採択等を行うことの見直しについて」
- (4) 令和3年度地域活動支援事業 採択方針等の検討について
- (5) 高田区地域協議会への諮問について
- (6) 令和2年度地域協議会の活動計画について

4 事務連絡

5 閉会

【次回会議 2月15日(月) 午後6時30分～：福祉交流プラザ】

【次々回会議 3月15日(月) 午後6時30分～：福祉交流プラザ】

案

令和 年 月 日

上越市長 村山 秀幸 様

高田区地域協議会

会長 本城 文夫

稲田橋付近の河川敷の土砂の撤去に関する関係機関への要請について

このことについて、当地域協議会において下記のとおり意見を取りまとめましたので提出します。

記

令和元年の台風19号による関川の増水により、稲田橋付近の河川敷に大量の土砂が堆積しており、その土砂をそのままにしておくと、水害による被害を大きくする危険性があります。

令和2年11月26日に実施した高田区地域協議会による現地視察において、市の担当課から、国に確認した情報として「今後、撤去する見通しである」との説明がありました。実施時期は未定とのことでした。

つきましては、市としても関係機関に働きかけていることと存じますが、市民の安全・安心な暮らしを守るため、関係機関による土砂の撤去が早期に行われるよう、一層強力に要請されることをお願いします。

案

令和 年 月 日

上越市長 村山 秀幸 様

高田区地域協議会

会長 本城 文夫

高田区における「内水ハザードマップ」作成及び住民への周知について（意見書）

このことについて、当地域協議会において下記のとおり意見を取りまとめましたので提出いたします。

記

近年、全国的に記録的集中豪雨の頻度が高まる中、令和元年10月に国土交通省から自治体に対し、浸水想定区域を示した内水ハザードマップの作成を進めるよう通知がありましたが、現在、市では検討中とのことであり、未作成となっています。

内水ハザードマップは、住民が予め浸水リスクを認識し、円滑に避難するために役立つものと思われれます。

高田区においては、昨年度の台風19号、今年度の豪雨等により内水氾濫が発生していることから、住民の安全・安心な暮らしに資するため、内水ハザードマップを早期に作成・周知いただくことを要望します。

令和2年度第10回高田区地域協議会における地域活動支援事業の審査、採択等に関する主な意見

区分	地域協議会の役割ではないとする意見	地域協議会の役割（現行どおり）とする意見
条例上の地域協議会の権限について	<ul style="list-style-type: none"> ・上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第1項に地域活動支援事業の審査等は規定されていない。 ・地域協議会に審査等の権限は与えられていない。 ・条例上の地域協議会の仕事は、諮問と、自主的審議の2点である。 	
地域協議会への依頼方法について	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問のような市長名の依頼文書を地域協議会に発出していない。総合事務所長やセンター長名で出ており、極めて事務的で行政上の瑕疵である。 	
委員が補助金審査をすることについて	<ul style="list-style-type: none"> ・一般市民である委員が、市の予算配分を決めてよいのか。 ・委員が血税を決定して動かす力があるのか。審査の中身にも疑問がある。 ・委員は、税理士でも公認会計士でもなく、客観的合理性、公平性、正確性を持ち合わせていない。 ・審査基準が非常に曖昧で、審査採点自体が主観的。具体的、詳細な基準を作るべきだ。 ・この16項目の共通審査基準で客観的な審査などできない。 ・今年もやるとしたら、16項目の共通審査基準をどう適用したらいいのか、もっと細かいことを書いてほしい。 ・市職員の方が地域を知っている。市長の公約実現のため、この事業を実施することになった。本来なら市職員がやるべきことを地域協議会へ投げた。 ・地域協議会委員の方が地域の実情をよく知っていると言うが、そんなことは絶対にありえない。本来は市で審査し、地域協議会へ諮問するのが筋だと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・この予算は市役所の人でなく、我々が市民目線で審査してきた。私は誇りをもって採点してきた。 ・地域で「こういうことをやろう」と活性化をしてきて、高田区は多くの提案がでる活発な区である。皆で誇りをもって採点していけば良いと思う。 ・採点は今しばらく我々で行ってよいと思う。 ・地域のことは住民より市の方がよく知っているとは思わない。市職員は数年で異動し、地域のことを知っているとは思わない。 ・市が行うとなった場合、よく地域を知らない市が何故決めるのかという話も出てくると思う。何故こうなっているのかをよく考えなければならない。 ・地域協議会に入るまでこれほど多くの方が高田区の事業を行っていることは分からなかった。採点をすることで新たな地域の気づきを得て、委員として高田区のことを知るという意味で大変良かった。
委員への制度の説明について	<ul style="list-style-type: none"> ・最初に「地域協議会委員手引き」が配られ研修し、すぐに当事業の審査をやってくださいとなった。全くわからない中で、審査をすることでいいのか。 ・当事業の審査等を地域協議会の業務であると「手引き」で誘導し、意図的に誤って理解するようにしたと考える。 ・市は平成22年4月に会長会議で当事業の審査を地域協議会で行うこと了解を得たが、その後の改選委員へ「当事業の審査について」説明をしていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・我々は委員募集のパンフレットをみて参加している。パンフレット記載の「地域活動支援事業に関すること」を否定している。
関係委員が審査することについて	<ul style="list-style-type: none"> ・高田区では委員が良心的理由に基づき審査を辞退することができないことになっている。 ・提案者でもある委員が審査することは利益誘導になる。事業提案に絡んでいる委員で辞退したい人は、辞退できるようにすべきだ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの区で最良の審査方法を皆で考えて行っていると思う。高田区も10年かけて良い部分、悪い部分を一生懸命話し合い、ここまできていることは本当に良い結果だと思う。当然、採点方法等、見直していかなければいけない部分は、まだまだたくさんあると思う。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・高田区では良心的理由に基づき審査を辞退することができない。これは憲法第19条の規定に違反する。従って、今年度の審査そのものが無効であると考えます。 ・市の財政難の中、今まで当事業で何億円も使っている。恩恵を受ける人と受けない人がいる。それほどのまちおこしに繋がっていない。市は成果を検証したのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市が1億8千万円の予算を出し、地域を活性化させようとしている。これは素晴らしいことである。市民（提案団体）はいいかげんなことでやっていないと思う。 ・地域活動支援事業を活性化させるために地域協議会委員がいかに関わりをして、様々な団体等をどのように盛り上げていくのかを共に考えるのが、今後の地域協議会だと思う。

地域協議会が地域活動支援事業の審査等を行うことについて
 (令和3年度地域活動支援事業の審査・採択等のルールに関する意見より)

澁市副会長	<p>提出した意見は、私が提案し、12月21日の地域協議会で話し合いました自主審議事項「上越市が地域活動支援事業の審査・選定等を地域協議会の業務としていることの見直しを求める件」とも関連しています。そして、私はこの「自主審議事項」に関連して1月4日付けで「質問書」を、上越市自治・地域振興課長に提出していますので、私の意見を検討する際には、この「質問書」とそれに対する市の回答もあわせて考慮してください。</p>
澁市副会長	<p>地域活動支援事業に関連する問題で重要な点が2つあります。すなわち、</p> <p>①第一に、上越市が「地域協議会に委託している」としていることは、「採点作業等の委託」で、市の条例で定める地域協議会の任務である、「案件について話し合い、意見をまとめ、そして、それを述べること。」には含まれないと考えられることです。</p> <p>②第二に、この採点作業等は市の条例で定める地域協議会の仕事ではありませんので、地域協議会は、支援事業の採点作業等について何らの決定する権限を有していないと考えられることです。</p> <p>高田区地域協議会は、2021年度の地域活動支援事業について検討する際には、<u>市からのこれらの点についての見解とその根拠を得てから話しあうべき</u>と考えます。</p>
西山委員	<p>現在、高田区活動支援事業の採択者についての自主審議が提出され、協議することが決定している。</p> <p>まずは、その内容の検討・協議を最優先に実施し、<u>もし結果的に委員以外の人（市関係者等）が審査をする意見書・要望となる場合はその結果（答申）があるまでは、この内容（実施方法の見直し等）の議論はするべきではない</u>と思う。</p> <p>又、高田区委員以外が採点者となる場合には、当然として募集・採択等の決定には当協議会委員はタッチしないのが当たり前であると考えます。</p>

令和3年度地域活動支援事業の審査・採択のルールに関する意見について

(1) 募集にあたっての変更・改善点

委員名	項目	変更・改善すべき点と理由	修正案
富田委員	募集期間について	提案者が提案事業を4月より活動するため。(1年間を有効に使うべく)	4月1日～4月20日を2月1日～2月10日までとする。
富田委員	提案者の明確化について	提案について5人以上で構成するとなっているが、どのような人が参加しているのか分からない。(地域協議会メンバーが入っているか)	提案事業を推進している5人の名前、年齢、仕事の有無を(例えば会社員、自営業、フリー)記載する。
富田委員	事業継続の目的について	事業の自立性があるか判断できない。	・継続期間を最大5年間とする。 ・その目的を明確化する。
西山委員	継続事業に対する減額制度の上限金額の設定について	毎年の継続事業に対するの5%ごとに増やしていく減額制度については、毎年の減額比率は決定しているが、減額上限金額が決定していないことから、最終的な減額上限金額を設定すべきと考える。	30%～50%以内での減額上限を設定する。
西山委員	申請内容(特に予算)に関する説明をきちんとしてもらう。	事前に事業を実施する場合にはある程度の備品等の使用料等も検討した上で申請となるを考える。 過去には、事務費等で一括で〇万円などの申請があったが、何が必要かはわかるはずなのでアバウトな申請を見直す必要がある。	きちんと市税を使用している活動支援補助金である点を理解した申請となってもらい、アバウトな予算請求ではなく、きちんとした計画的な予算請求をしてもらう。
本城会長	募集方法について(改善点)	・高田区だよりが回覧方法となっているため、提案団体へのよびかけをするため。 ・各町内会長や市民団体などに対して応募よびかけを強化するため。	高田区町内会長会やこれまでに応募した団体などに啓発し、多くの地域活動団体にも周知すること。

令和3年度地域活動支援事業の審査・採択のルールに関する意見について

(2) 審査・採択にあたっての変更・改善点

委員名	項目	変更・改善すべき点と理由	修正案
澁市副会長	<p><審査・採択の基本的なルールについて></p> <p>①「審査・採択の基本的なルール」の(1)②の「委員は、全ての提案事業について審査を行う。」の条項を削除することを提案します。その理由は、</p> <p>a) 地域協議会の委員が関係する団体又は委員自ら支援事業を提案する場合があります。この場合に、地域協議会委員が事業の採点を行うと、公的な立場にある委員が、自ら、又は、自らが属する団体に、利益を誘導するという「利益相反」につながる可能性があり、一般的倫理や公序良俗に反するものと考えます。</p> <p>b) しかし、このルールの規定は、個別事業に関係した委員が、良心的理由によって採点を辞退することが出来ないようにしています。また、他の委員が、個別事業に関係した可能性がある委員が採点に加わることを知り、提案事業全体の公正・公平な採点が出来ないと考えたため、良心に従い、採点そのものを辞退することも出来ないようにしています。</p> <p>c) このような規定は憲法19条「思想及び良心の自由」の規定に違反するものです。したがって、このルール自体とこれに基づいて行った採点作業等も無効であると考えます。</p> <p>②上記①で、基本的なルールの「委員は、全ての提案事業について審査を行う。」の条項を削除することを提案しましたので、これに代わる新しい規定は、次の点を考慮したものとする必要があると考えます：</p> <p>a) 地域協議会委員が「利益相反」につながる可能性がある場合には、良心に従って、事業の採点を辞退することができること；</p> <p>b) 他の委員が、個別事業に関係した可能性がある委員が採点に加わることを知り、提案事業全体の公平・公正な採点が出来ないと考えた場合には、良心に従って採点を辞退することが出来ること；そして、</p> <p>c) 下記④のe)に述べるとおり、現在の曖昧な「審査基準」を採点に使用しなければならない場合には、客観的な採点が困難と考える委員は、支援事業の採点そのものを辞退できること。</p>		
澁市副会長	<p><地域活動支援事業審査・採点シートについて></p> <p>③「審査・採点シート」に、採点者の氏名を記入し、公表することを提案します。理由は、委員による透明で、公平・公正で、客観的な審査を確保するためです。</p>		
澁市副会長	<p><地域活動支援事業審査・採点シートについて></p> <p>④「4.(2) 共通審査基準」について、次のとおり提案します。理由は以下のとおりです。</p> <p>a) 「共通審査のための16項目の『審査基準』」は、表現が曖昧です。このような曖昧な基準を採点で客観的に適用することは極めて困難です。</p> <p>b) 例えば、①公益性の「全市的な方向性と合致しているか」とは、具体的にどういう意味か、理解が出来ません。何を基準として全市的な方向性を比べるのかを示すべきです。</p> <p>c) もう一つの例としては、⑤発展性の「事業終了後における自立性や発展性は期待できるか」も曖昧で、ここで言う「自立性や発展性は」なにを基準に計るのかを示すべきです。</p> <p>d) この様に、この16の基準自体の表現が曖昧なため、市に対して、この「共通審査基準」のより詳細な「審査基準適用のための細目」、あるいは、「審査基準適用の具体的基準・方法」などを示すように要請すべきと考えます。</p> <p>e) 仮に、このような曖昧な「審査基準」を採点に使用しなければならない場合には、客観的な採点が出来ませんので、委員は、支援事業の採点そのものを辞退する権利を有すると考えます。</p>		
高野委員	提案事業の審査採点者	採点は委員全員で実施する。審査の負担が大きいとの委員がおられるため。	全員の審査であるが、辞退する事が出来るとする。
高野委員	補助額決定後の残金の取扱いについて	地域活動を後半に向けて希望する団体を応援するため。	残金が50万円以上ある場合、2次募集をする事とする。
富田委員	提案事業の審査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書だけでは内容が分からない ・ 提案者の意気込みが分からない。 	1件最大30分(15分の説明、15分の質問)を設定し、各委員に口頭で説明する。30分×20件=600分(10時間、3日間)
富田委員	提案事業の審査(補足)	提案文書だけで基本審査を適合にするか否かを判断するのはむずかしい。	前述のヒアリングの時に提案者とよく協議し決定する。
富田委員	提案事業の採点	提案者が提案事業をどのように考えているのか明確にし、審査員との相違点を明確化する。	5つの審査項目について提案者が点数(5段階評価)をつける。

(つづく)

令和3年度地域活動支援事業の審査・採択のルールに関する意見について

(つづき)

(2) 審査・採択にあたっての変更・改善点

委員名	項目	変更・改善すべき点と理由	修正案
西山委員	審査提出用紙・要項の簡略化について	高田区では活動支援事業の募集様式において、他の地区よりも提出資料が多く負担になるとの意見も多くきかれる。 私達委員が採点しやすい面ではありがたい部分もあるが、まずは多くの方や団体から応募してもらうことの方が大切であると考えます。	高田区独自の申請様式の見直しの実施と申請に対しての簡素化の検討実施。
本城会長	1. 審査の基本的なルール (1) ②	②委員は全ての提案事業について審査を行う。ことに同意できない委員はその意志を尊重する。	②・・・。「但し審査を辞退する委員は会長にその旨を届出ることとする」
本城会長	1. 審査の基本的なルール (2) ③	提案者に対して委員が質問する場合は、質問者名を公開せずに行うこと。	③・・・質問の意図等を確認し、「質問者名を伏して」提案者に質問事項を送付する。
本城会長	2. 採択の基本的なルール (1) ⑤を加える	予算残がある場合は2次募集で応募を促し、高田区のまちづくり活動を支援すること。	⑤予算残があるときは、二次募集（追加募集）をよびかける。ボーダーラインに達しなかった団体に再検討での応募をよびかける。
本城会長	2. 採択の基本的なルール (2) 補助金額の検討	(2) ①に追加して ②補助額は130万円を限度額として広く応募団体に適用すること。	②補助金額の限度額を130万円とする。
茂原委員	継続事業の補助金減額の明確化1・2・3・・・年継続事業減額割合と別紙4調査票との記載内容	10年近く継続事業のある中、将来の自主自立、資金計画等との整合性のある内容とする。	
茂原委員	別紙3採点シートの2. 継続事業審査は削除・・・支援事業提案概要一覧と重複	(事務局判断でお願い)	
茂原委員	別紙3採点シートの4. 採点内容(1) 優先採択事業は削除・・・支援事業提案概要一覧と重複	(事務局判断でお願い)	

令和3年度地域活動支援事業の審査・採択のルールに関する意見について

(3) その他

委員名	項目	変更・改善すべき点と理由	修正案
富田委員	事業の実施時期	1年間を有効に使う。	3月末には採択事業の決定を行う。
富田委員	事業の進捗状況の把握	提案事業の100%完遂を目指す。 (補助金を有効に使う)	4か月に1回のペースで地域協議会メンバーがヒアリングし、前向きな意見を述べる。
茂原委員	12月21日の協議会に於いて、澁市委員より資料No.3「支援事業」の審査・選定等の業務見直しに関して審議提案が有る中ではあります。この案件は10年前にさかのぼってのこと、「四つの問題点」が有るとの指摘であります。この機会に勉強方審議する必要があると考えています。その上で意見を記します。		
茂原委員	募集要項等・・・地域活動支援事業の流れ(フロー図)の中で事務局と市行政の立場の明確化をお願いしたい。 ①・②・③ ⑤～⑧は市行政 ④のみが協議会では(採択権は無いのでは?) 上記の問題がある中、地域協議会員の立場(権限)の明確化が求められる。 審査・採点等について、不採択者から異論・結果説明を求められた場合は説明責任は何処か?.....		
茂原委員	<p>予て思っていたこと、H28年地域協議会だより第26号から今日まで拝読してきた(特に支援事業実績報告を注視してきた)。毎年、応募・採択事業が限定され、特定の地域に偏っている様に思えた。</p> <p>又、昨年2月協議会を傍聴した折、支援事業の審査・採択の基本ルールについて審議していた記憶がある。それ以来の関心事である。</p> <p>支援事業の基本ルールを</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会(=委員)が決め ・委員が事業提案者(提案団体等の代表者)となり ・委員が審査・採点し ・委員が提案事業の順位を確定し ・委員が採択の基本ルールを検討して <p>その結果(採択事業と補助金額)を事務局に報告としてあるが?</p> <p>市行政として、支援事業の採択方針を依頼していることであり従って、事務局では無く行政担当部局に報告するのが本来のあるべき流れだ、と考える(立場の明確化)。</p>		
茂原委員	<p>「審査の自粛・制限」条項等を明記する必要があると考える。</p> <p>補助金(公金)を扱う立場の者として、公平・中立であるべきだ!</p> <p>例、①地域協議会委員が提案団体員を務める場合等(諏訪・津有・新道には自粛規定がある)</p>		



令和3年 月 日

上越市長 村山 秀幸 様

高田区地域協議会

会長 本城 文夫

諮問審議に関する市の十分な説明を求める要望について

このことについて、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第2項の規定に基づき、高田区地域協議会に諮問する際は、市が諮問案件に係る事前の調査、分析、検討等を十分に行うとともに、地域住民に与える影響についても事前に評価し、地域協議会に説明するよう要望します。